

◆各評価項目ごとの意見（高齢）

NO	評価項目	設問内容	疑問に思った点	機関としての考え方・当面の対応基準など
高齢1	I、II全体	(用語の統一)	Iでは「個別援助計画」、IIでは「個別ケア計画」が主として使われている。どちらか一方に統一すべきではないか。	「個別援助計画」に統一
高齢2	I-2-(2)	・「計画の作成・見直しに関するカンファレンスには・・・、計画へ必ず反映させている。」 ・「計画の作成・見直しにおいて、利用者(・・・)へ説明し、同意を得ている。」	第1項は、利用者・家族の意見を、「必ず反映させる」のは、施設側の事情もあり、無理がある。 第2項は、「計画の作成・見直しの」前のことか、後のことが分かりにくい。	・第1項 「必ず」を削除し、「……、 <u>計画へ反映させている。</u> 」とする。 ・第2項 「計画の作成・見直しの原案は、……」とする。
高齢3	I-4	見出し項目 「快適な施設空間の確保」	「快適な住環境への配慮・プライバシーへの配慮」というハード面の評価と、「衛生管理・感染症対策、事故防止・災害発生時の取組み」というソフト面の評価となっている。ソフト面は見出しとなじまない。	「快適な施設空間の確保及び安全管理体制」とする。
高齢4	I-4-(2)	・[共有スペース、個人スペースとも個人のプライバシーは守られている。]	居室における個人のプライバシー保護(個室でも常に出入りロドアを開けておくのを原則としているケースもある)と、共有スペースでは、《評価の視点・ポイント》にあるように、ひとりできつろげる場所が確保されているかに分けて評価するのが良い。	「居室における個人のプライバシーは守られており、共有スペースにひとりできつろげる場所が確保されている。」とする。
高齢5	I-4-(4)	事故防止のための取り組みを行っているか	判断基準に、「事故発生時の対応訓練を職員に対して行っている」と言うような項目を加えると良い。	第1項を「事故の内容、対応内容の記録に基づき、原因の分析が行われ、施設、設備、業務等の改善に反映されるとともに、職員に対する研修等が行われている。」とする。
高齢6	I-6-(1)	・「個別ケア計画を作成する際に、実際の対応を想定して具体的な計画を立てている。」 ・各利用者の課題(痴呆性高齢者の場合は問題行動等)の内容が職員間で情報共有されている。」	「個別ケア計画」とあるが、「個別援助計画」で良いのでは。 「問題行動」は他人から見た表現であり、特に必要とは思われない。また、「各利用者の課題」は「各利用者の援助する上での課題」とすべきではないか。	第2項「各利用者を援助する上での課題は、職員間で情報共有されている。」とする。
高齢7	I-6	追加(職員の研修)	I-6(特に配慮が必要な利用者への取組み)に対応した、職員研修が行われていることをチェックする判断基準を入れるべき。	I-6-(1)のBを「特に配慮が必要な利用者に対する援助の方法について、職員に研修を行っている。」とし、Aは、「Bに該当した上で、次の全てに該当する」とする。
高齢8	II-1-(1)	・「入退所委員会の内容を、本人や家族に公開している。」	「公開している」という文言が、施設側には過重に受取られている。	「入退所委員会の内容を、 <u>本人や家族の求めに応じて、知らせている。</u> 」とする。
高齢9	II-1-(1)	・「施設外の第三者を加えている」	現実的には毎回の委員会に第三者委員の参加は困難	「第三者を加えている、あるいは第三者の委員からのアドバイスを得ている」としたらどうか
高齢10	II-1-(4)	(老健) 項目全体(退所にあたって、退所後の主治医その他関係する保健福祉サービス提供者に対し、利用者の情報を提供しているか。)	他サービスへの繋ぎは、利用者に関わっている居宅介護支援事業者(ケアマネ)との連携が大事であり、判断基準に加えるべき。退所後の様子は、家族及びケアマネに問い合わせることで十分ではないか。	第1項「利用者等の同意を得て、居宅介護支援事業者への情報提供を行っている。」とする。 第2項「利用者等の同意を得て、退所後の主治医や保健福祉サービス提供事業者等に情報提供を行っている。」 第3項「退所後の他サービスへの繋げ方が適切であったかを、家族や居宅介護支援事業者等へ確認している。」とする。
高齢11	II-2-(1) II-2-(2)	(食事)	判断基準に、「利用者の嗜好調査を行う等して、メニューに反映させている。」を加えてはどうか。	II-2-(1)の判断基準を次のようにする。 第1項 現行通り。 第2項 「利用者の嗜好調査を行うなどして、食事メニューに反映させている。」 第3項 「食堂の飾りつけ等を工夫し、食事を楽しめるような雰囲気づくりをしている。」
高齢12	II-2	(食事) 項目を加えてほしい	・食事介助の際、声かけを行っているか ・立って食事介助をしていないか ・3名～4名を1人で介助など行っていないか ・不必要に量の制限などを行っていないか	II-2-(1)のとII-2-(2)の判断基準に左の項目を入れ、不要なものを削除して再構築する。

高齡13	II-2	(排泄)項目を加えてほしい「おむつ交換」	声がけを行っているか 汚れているのに、方向を変えて使いまわすなど行っていないか 紙おむつと布おむつは本人の希望が尊重されているか 定時交換だけか、随時もやっているか	II-2-(5)のとII-2-(6)の判断基準に左の項目を入れ、不要なものを削除して再構築する。
高齡14	II-2-(3)	・「入浴日以外でも、利用者の希望により毎日でも入浴やシャワー浴、清拭ができる。」	「毎日でも」が、施設側の判断に誤解が生じている。本項目は、入浴回数を増やせることができているかどうか、なので、単純化した方がよい。(高齢者の場合、家庭においても毎日入浴しないケースはある)	”毎日でも”を削除。 「入浴日以外でも、利用者の希望により、入浴やシャワー浴、清拭ができる。」
高齡15	II-3-(1)	・「行事やイベントの計画づくりに利用者が参加している。」	”計画づくり”という言葉が施設側には重く感じられている。【評価の視点・ポイント】にあるように、利用者の意向を把握しているか、を評価できればよい。	「行事やイベントの計画づくりに利用者が参加したり、利用者の意向を計画に反映させている。」にする。
高齡16	II-3-(2)	・「髪型や服装を、利用者が自分の好みで選択できる。」	”自分の好み”ということが、意思表示の困難な利用者に対してはどうか、が施設側に迷いを生じさせている。単に「髪型や服装は自由である。」でよい。 なお、「希望者は、飲酒、喫煙や嗜好品の摂取ができる。」を判断基準に加えるのがよい。	第1項 「個人用テレビ等が設置でき、希望があれば新聞や雑誌等を個人講読ができる。」 第2項 「髪型や服装は自由である。」 第3項 「希望者は、一定のルールの元、飲酒、喫煙や嗜好品の摂取ができる。」
高齡17	II-3-(3)	(預り金)	「預り金の管理規程がある」を判断基準に入れる。なお、本項目は、預り金サービスを実施している施設のみとする。	II-3-(3)のBを「預り金の管理規程があり、利用者等に周知している。」とし、Aは、「Bに該当したうえで、次の全てに該当する」とする。
高齡18	II-6-(1)	(プライバシー保護)	「個人情報保護に関する指針や規程がある。」を判断基準に入れる。	II-6-(1)のBを「個人情報保護に関する指針や規程があり、利用者等に周知している。」とし、Aは、「Bに該当したうえで、次の全てに該当する」とする。
高齡19	II-7-(1)	(追加)	利用者家族からの相談があったとき、施設では解決できない問題であった場合に、外部の機関を紹介したりする仕組みがあるかも評価に入れるべきでは。	「利用者家族から相談があったとき、施設では解決できない問題であった場合には、関係機関を紹介する等の支援をしている。」を加える。
高齡20	III-1-(3)	・「関係機関・団体等との関わり方をマニュアル等で明確化している。」	「関わり方をマニュアル等」の意味が分かりにくい。むしろ、地域住民から職員が相談を受けた場合に、それをどのように記録し、責任者(例えば生活相談員主任)に報告するような仕組みができているかどうかを評価すべきでは。	「地域住民から職員に相談があった場合の対応手順が定められている。」とする。
高齡21	V-1-(3)	・「非常勤職員にもわかりやすい業務マニュアルが配布されている。」	業務マニュアルは常勤・非常勤で共通のものであるべき。”わかりやすい”は、別の物が存在することを想定していると考えられる恐れあり。	単に「非常勤職員にも業務マニュアルが配布されている。」でよい。
高齡22	V-2-(2)	・「日常のサービス全般についてのわかりやすいマニュアル(基準書・手引書・手順書等)がある。」	”わかりやすい”は、外部者からは判断しにくい面もある。(例えば、主語や場所名がなくても、施設職員全員が認識していれば良いのでは。) また、”サービス全般について”は何処までを指すか明確でないし、広範囲すぎるのではなかろうか。全部を取り揃えている施設は少ない。最低限、どのマニュアルが必要と明示すべきではないか。現状では、大部分の施設は、C評価になるのではないかと。	B項目でなく、A項目の一つとする。 ”わかりやすい”は削除。 B項目は「Aの中でいずれか1つは該当する」とする。
高齡23	VI-2-(2)	・「異なる職種・部門の職員による検討チームを編成し、組織をあげて取り組むしくみがある。」	重要な意思決定の”前”なのか”後”のことなのか、表現からは分かりにくい。また、事項によっては、”ある職種”に関連するのみのケースもあり、チーム編成が必要でないこともあり得る。限られた少人数で取り組んでいるのではないことを評価するべきである。(意思決定が法人トップでなされることもある)	第2項 「重要な意思決定(変更)前に、複数職員で検討する仕組みがある。」 第3項 「重要な意思決定(変更)があった後に、職員・利用者等に目的・決定(変更)理由・経過等を十分に説明している。」
高齡24	VI-2-(3)	・「スーパーバイズできる主任クラスを計画的に育成するプログラムがある。」	スーパーバイズ、スーパーバイザー、スーパービジョン等、未だ定着していない言葉は分かりにくい。また、他の3項目の判断基準は、一般的な主任(上司)として当然行わなければならない職務であって、わざわざスーパービジョンの機能(評価の視点・ポイントに記述)とするようなものではない。	「主任クラスを計画的に育成するプログラムがあり、研修等を行っている。」とする。
高齡25	VI-3-(1)	・「重要な情報は経営幹部や主要な職員間で共有するため会議等で議論し、重点課題として設定されている。」	情報共有することと、重点課題設定とは直接には結びつかない。(2, 3年先に実施されそうだとわかっているが、詳細は不明の場合は、情報共有だけのこともある) また、用語の定義にある”日常業務の改善を必要とするもの”が「重要な情報」とは誤解を招く。第1項で情報収集したもののうち、「事業運営に大きな影響のある重要な情報」と考えるべきではないか。	「事業運営に大きく影響する重要な情報は経営幹部や主要な職員間で共有するため会議等で議論し、必要に応じ重点改善課題として設定されている。」